

事例研究～中国ビジネス法務

(第49回)

従業員が無断で海賊版ソフトウェアを使用し
会社に知的財産権侵害をもたらすリスク北京市大地律師事務所 / 日本部
パートナー弁護士 法学博士 熊琳

海賊版ソフトウェアの氾濫は、中国の知的財産権保護の分野に長期にわたり存在する最も厳しい問題の一つです。近年、行政と司法、両面からの取り締まりによって、正規版ソフトウェア保護と海賊版撲滅の方針がより鮮明に打ち出されました。併せて、正規版ソフトウェアの権利者が海賊版使用者に対し法的手段をとるケースが増えてきました。特に、大手ソフトウェア会社や、業界専門にソフトウェアを研究開発する会社は、法人が海賊版ソフトウェアを使用する行為に対し厳しく対応しています。そこで今回は、会社の知らぬまま、従業員が無断で海賊版ソフトウェアを使用したため、権利者が会社に対して損害賠償を請求してきたケースについて解説いたします。

◇海賊版を使用し会社に損害を与えたケース

M社総務部のA氏は、ある日突然、S社の顧問弁護士から「弁護士書簡」を送りつけられました。書簡は、M社がS社から許諾を得ないまま、無断でS社のソフトウェア製品を使用し、権利を侵害しているとして、M社に対し30万元の損失を賠償するよう求める内容でした。またS社は、M社のIPアドレスから当該ソフトウェア製品へアクセスされたことに関する証拠もあることを強調しました。

総務部が社内に関連部署にこの件について確認したところ、各部署の責任者の回答は「全くわからない。うちの部署の従業員が海賊版ソフトウェアを使用することを許可したことはない」とのことでした。最終的にM社の技術部がS社から提供されたIPアドレスに基づいて調査したところ、確かに設計部の新入社員のコンピューターから、S社の許諾を得ていない海賊版ソフトウェアがインストールされていたことが発見されました。この従業員は、スムーズに作業を処理するために海賊版ソフトウェアをインストールし、数回使用したことを認めました。

◇会社の法的リスクおよび対応策

知的財産権侵害への司法判断の現状からみて、従業員個人が会社のコンピューターにソフトウェアをインストールして使用する行為は、「職務行為」とみなされていると言えます。このため、従業員個人とはいえ、無断で海賊版ソフトウェアを使用した行為は、会社が権利侵害を行ったものと認定され、権利侵害責任を負わされる可能性があります。

また、『コンピューターソフトウェア保護条例』第17条が規定する「ソフトウェアに含まれる設計思想および原理を学習し、研究する」ための「合理的無償使用」として主張できるかどうかについて、現在のところ、一般的には会社の経営活動には適用できないと考えられています。

このため、上記のケースでは、会社側が「権利侵害をしていない」として反論するのは若干難しいと思われます。したがって、権利者と協議を行い、和解の道を探るのが通常考えられる最もコストが少ない対応策となります。また、多くのケースでは、権利者の本来の目的は往々にして正規版ソフトウェアの販売にあります。このため、正規版ソフトウェアを購入することで、権利侵害の告発を解決することが、スムーズな解決策と言えるでしょう。ただし、ご留意いただきたいのは、権利者との交渉が極めて重要であるという点です。つまり、権利者が思うがままに提示する不合理な要求に応じるのではなく、交渉を通して「合理的な条件」で正規版ソフトウェアを購入することが大切なのです。

◇日系企業の皆さまにご留意いただきたいポイント

上記のケースは、実際にあった法的リスクですので、現地の日系企業の皆さまは十分にご留意いただく必要があります。また、定期的に業務用コンピューターにインストールされ、使用されているソフトウェアの使用状況をチェックするなど内部管理の仕組みを作ることで、権利侵害の隠れたリスクを適時発見、排除し、「思いがけず」権利侵害責任を負う危険性を減らすことをお勧めいたします。